

第3号様式

令和6年度第2回社会教育委員会議 会議録

(令和6年7月30日作成)

1 開催日時

令和6年6月26日（水曜日）午後3時00分から午後4時55分まで

2 開催場所

市役所本庁舎 6階 602会議室

3 出席者

(1) 委員 草野 滋之、平尾 美佐、丹間 康仁、高橋 利明、磯野 一男、
能勢 恵美、佐原 摩貴子、鶴見 一義、西郡 佳香

(2) 職員 生涯学習部長、社会教育課長、文化課長、青少年課長、
青少年課長補佐、生涯スポーツ課長、中央公民館長、
東部公民館長、西部公民館長、北部公民館長、
高根台公民館長、西図書館長、市民文化ホール館長、
市民協働課長、郷土資料館長、青少年センター所長、
地域福祉課長、地域福祉課係長、健康づくり課係長、
健康づくり課主事

(3) 事務局

社会教育課職員

4 欠席者

石川 康二

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

(1) 協議事項（公開）

船橋市青少年問題協議会委員の推薦について

(2) 社会教育関係団体への補助金の交付について（公開）

- ① 青少年課 （10団体）
- ② 地域福祉課 （1団体）
- ③ 健康づくり課 （50団体）

(3) 連絡・報告事項（公開）

- ① 社会教育課
 - ・令和7年船橋市成人式について
- ② 文化課
 - ・令和6年度船橋市出張美術展

「四季を奏でる～旧吉澤野球博物館収蔵美術品を中心に～」

③ 中央公民館

- ・ 公民館の個人利用の状況について

④ 高根台公民館

- ・ 令和 6 年度 改修工事に伴う公民館の休館について

⑤ 郷土資料館

- ・ 令和 6 年度船橋市郷土資料館企画展「船橋の食文化」
- ・ 吉澤野球博物館資料展示室企画展「君の推しはどこだ！
～戦国千葉の甲子園～」展
- ・ 第 2 3 回縄文コンテナポラリー展 in ふなばし
「風土～縄文の造形と世界～」

⑥ 市民協働課

- ・ 令和 6 年度市民公益活動公募型支援事業の補助金交付について
(第 1 回 補足)

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く）

0 人

7 決定事項

- (1) 船橋市青少年問題協議会委員に草野委員を推薦することとした。
- (2) 社会教育関係団体への補助金の交付について意見聴取を行った。
- (3) 連絡・報告事項について、質疑応答及び意見聴取を行った。

8 問い合わせ先

教育委員会 生涯学習部 社会教育課

電話：0 4 7－4 3 6－2 8 9 5

午後 3 時 0 0 分開会

○草野委員長

それでは、これより令和 6 年度第 2 回社会教育委員会議を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですが、10 名中 9 名となっております。委員定数の半数以上となっておりますので、船橋市社会教育委員の会議運営に関する要綱第 6 条に基づく会議の成立委員定数を満たしておりますことから、本日の会議は成立していることをご報告させていただきます。

また、船橋市情報公開条例第 26 条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則公開とされていることから、傍聴人の受付をしましたところ、傍聴人の希望はなかったということをご報告いたします。

それでは、これより次第に沿って会議を進めてまいります。

まず、次第の 1 番、協議事項についてです。

青少年課より説明をお願いいたします。

○青少年課長

よろしくお願いいたします。青少年課です。

船橋市青少年問題協議会委員の推薦について、ご説明さしあげます。

お手元の資料 1 の冊子をご覧ください。1 ページから 2 ページになります。

1 ページに船橋市青少年問題協議会委員の一覧表を、2 ページ目に船橋市青少年問題協議会条例を載せさせていただいております。

1 ページは、令和 6 年の 6 月 1 日現在の委員となっております。

船橋市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法及び船橋市青少年問題協議会条例に基づき設置されている附属機関となっており、例年毎に 3 回程度協議会を開催しております。

1 ページの委員の一覧表をご覧くださいますと、表の中段、一番左側、三条二項三号と書いてあるところ、こちらは学識経験のある者ということですが、その上から 3 番目、社会教育委員代表ということで、社会教育委員からは草野委員長をお願いしているところですが、一番右の任期ですがこの 6 月末で 2 年間の任期満了となりますことから、本日、船橋市青少年問題協議会委員のご推薦を再びお願いするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○草野委員長

ただいま船橋市青少年問題協議会委員の推薦ということで、皆様いかがでしょうか。

○磯野委員

磯野です。よろしくお願いいたします。引き続き草野委員長に委員をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○草野委員長

ただいま磯野委員から、引き続いて、私、草野にお願いできればというお話がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○草野委員長

分かりました。では、船橋市青少年問題協議会委員に、私、草野ということで、私が私を推薦するという、ちょっと奇妙なことになりますが、社会教育委員から私、草野を推薦させていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

○青少年課長

ありがとうございます。

○草野委員長

では、1番目の次第については終了いたします。

続きまして、次第の2番、「社会教育関係団体への補助金の交付について」というところ、全部で参加 61 団体への補助金の交付についてです。本事項につきましては、団体に対し意見をする際、その団体に関係する委員には一時ご退席をお願いしております。それでは、青少年課から説明をお願いいたします。

○青少年課長

よろしくお願いいたします。青少年課です。

社会教育関係団体の補助金交付について、ご説明さしあげます。

社会教育法第 13 条により、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないと規定されております。

今回は補助金交付申請が提出されました青少年課所管の 10 団体、地域福祉課所管の 1 団体、健康づくり課所管の 50 団体につきまして、意見をお伺いするものでございます。

それでは、まず、青少年課の所管の団体について説明させていただきます。

青少年課が所管する補助金を交付している団体は、青少年育成団体が 3 団体、青少年団体が 7 団体、ほかに船橋市 P T A 連合会、船橋市青少年相談員連絡協議会の計 12 団体がございます。そのうち今回報告させていただく団体は、資料の 3 ページから 7 ページの一覧に記載されております船橋市 P T A 連合会、ガールスカウト千葉県連盟船鎌地区、船橋市青少年相談員連絡協議会、船橋市青少年の環境を良くする市民の会、船橋市国際親善の会、船橋市子ども会育成連絡会、ボーイスカウト船橋市連絡協議会、船橋市野球協会少年学童部、船橋市海洋少年団、船橋市青少年友の会の計 10 団体でございます。

本日の資料では 8 ページから 65 ページのとおり、それぞれの団体ごとに、令和 6 年度補助金交付申請書、令和 6 年度事業計画書及び収支予算書、令和 5 年度事業報告書及び収支決算書を添付しております。

交付申請額につきましては、資料 3 ページからの一覧で、順で一番上に番号を振っておりますけれども、No.1 の船橋市 P T A 連合会は、補助金交付限度額 180 万円と同額の 180 万

円。

No.2 のガールスカウト千葉県連盟船鎌地区は、補助金交付限度額 25 万円と同額の 25 万円。

次ページに行きまして、No.3 の船橋市青少年相談員連絡協議会は、こちら二通りあるのですが、船橋市青少年相談員連絡協議会補助金として、補助金交付限度額 318 万 5,000 円のところ交付申請額が 317 万 2,000 円。船橋市青少年相談員 60 周年記念事業費補助金として、補助金交付限度額 85 万円と同額の 85 万円。合計で 402 万 2,000 円の申請額となっています。

No.4、船橋市青少年の環境を良くする市民の会の交付申請額は、補助金交付限度額 87 万 4,000 円と同額の 87 万 4,000 円。

次のページで、No.5 の船橋市国際親善の会が、補助金交付限度額 8 万円と同額の 8 万円。

No.6 の船橋市子ども会育成連絡会が、補助金交付限度額 90 万円のところ交付申請額は 31 万 7,500 円。

次ページに行きまして、No.7 のボーイスカウト船橋市連絡協議会は、補助金交付限度額 46 万円のところ交付申請額は 19 万 8,000 円。

No.8 の船橋市野球協会少年学童部が、補助金交付限度額 20 万円と同額の 20 万円。

次のページに行きまして、No.9 の船橋市海洋少年団が補助金交付限度額 18 万円と同額の 18 万円。

No.10 の船橋市青少年友の会の交付申請額は、補助金交付限度額 9 万円と同額の 9 万円となっています。

令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症の 5 類移行もあり、ほとんどの団体がコロナ禍前と同様の事業を行うことができました。令和 6 年度におきましても、いずれの団体も、それぞれの設置目的に基づき青少年の健全育成のため活動を行う予定であり、補助金はそれぞれの補助金交付要綱に基づき、補助金交付限度額内で交付申請がされております。

細かくなりますけれども、補助対象経費については、まず船橋市 P T A 連合会は資料 8 ページから 17 ページに載せさせていただいています。補助対象経費につきましては、補助率を対象経費の 50%以内としているのですが、家庭の教育力向上を目的にした講座や研究会、講演会、講習会、相談事業及び行政の実施する事業の周知を伴う広報誌の発行に対しましては、補助率が対象経費の 80%以内とさせていただいています。

今年度から、「ひまわり 110 当番」事業のプレート購入費に関しては、補助率を対象経費の 100%としたところでございます。

31 ページから 35 ページの船橋市青少年の環境を良くする市民の会の補助対象経費につきましても、報償費、印刷製本費、研修費・啓発活動費については、補助金交付要綱の規定に基づき、補助率を 75%以内としているところでございます。

ほかにつきましては、補助対象経費の 5 割という形で補助金を算出しております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○草野委員長

それでは、船橋市PTA連合会の補助金の交付についての意見を伺いますので、船橋市PTA連合会と関係のある佐原委員、高橋委員は、一時退席をお願いいたします。

(佐原委員、高橋委員 退室)

○草野委員長

では、船橋市PTA連合会の補助金の交付につきまして、委員の皆様、ご意見はございますでしょうか。

○磯野委員

ちょっと教えてほしいのですが、2つほど。

1つ、「ひまわり 110 番」の購入費を 100%の補助率にしたということ、意味は分かるのですが、このプレートはどのくらいもつのでしょうか。それを教えてください。

もう1点、会費の決算額と予算額を見比べると、会員数が 4,000 人ぐらい減っています。これは子供たちの数が少なくなっただけなのか、あるいはよく言われている、入らない人たちが増えてきたのかよく分かりませんが、その辺のことについても教えてもらえればと思います。

○青少年課長

青少年課長でございます。ご質問ありがとうございます。

申し訳ないのですが、1つ目の質問、プレートがどれくらいもつのかということに対しては、ちょっと私は分かりかねるところでございます。それなりにもちそうな気がするとはしかお答えすることができません。

前担当より、10 年くらいもつと教えていただきました。ただ、陽の光に当たるとか当たらないとか、そういうことでも違ってくると思います。

もう1点会員数が減っているということですが、昨年加入されている団体は、PTA連合会は市内の小・中学校を合わせて 54 団体でした。ただ、今年になりまして、PTA連合会を抜けたとか、PTAそのものがなくなってしまったとか、そういうようなことがございまして、48 団体と 6 団体減っているのです、その分人数が減っているという形でございます。当然お子さんが減っている、少子化の影響もあると思いますが、主に減った理由としては、加入団体数が 6 団体減っているという形でございます。

○磯野委員

ありがとうございます。よく分かりました。

プレートは長いことずっと貼ってある家もあります。これはいろんな意味もあって、それもいいのかなと思います。ただ、駆け込んだときがいつも問題になります。子供たちの逃げ場所で行ったときに、お留守だったということもあるだろうし、おやめになっているところもあるかもしれません。その確認はどうするのかと今思いましたが、よく分かりました。

それから、6 団体P連の加入が減ったということですが、これは小学校の話でしょうか、

中学校の話でしょうか、両方でしょうか、そこまで分かりませんか。

○青少年課長

小学校が4、中学校が2ということでございます。

○草野委員長

では、ほかに。

○丹間委員

今年度の計画だけではなく、前年度の活動報告を出していただくということで、会が自主的・自律的に活動されていることがよく分かりました。

その上で、今、磯野委員からの2つ目の質問と、青少年課長の答弁にありましたとおり、今、PTA活動が負担だと感じてしまう親御さんもいる中で、あまり細かいことを申し上げるのは恐縮なのですが、少しだけ気になった点があります。10 ページ目の計画はいいのですが、14 ページの活動報告のところで、参加人数に「約」がついています。「約」がついていてよい箇所もあると思いますが、ついていないほうがよい箇所もあると思います。例えば理事会は、会が自主的・自律的に意思決定をしていく場ですので、出席者が何名だったのか、出席者数が規約に基づき満たされているのかをきちんと確認していかないといけない部分だと思いました。これは総会についても同じです。負担を増やすようなことを言うてはいけないのですが、活動計画は見込みですから「約」がついてくるとは思います。活動報告、特に理事会の部分はきちんと出席者を確認することができるとよいのではないかと思います。

○青少年課長

ご指摘ありがとうございます。気づかなくて申し訳なかったと思います。そちらは是正させていただきたいと思います。

○草野委員長

では、ほかにご意見、ご質問いかがでしょうか。特にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

私のほうから1点。PTAの近年の状況は、報告にもありましたが会員数が減っている。あるいはPTAから離脱する動きもある。船橋だけではないと思いますが、全国的な視点から見ても、そういう動きが非常に顕著になっている状況があります。

一方で、教育を取り巻く問題、子供たちを取り巻く問題は、新しい問題が次々出てきますし、活動計画にもありますが、不登校問題とか子供をめぐる課題は非常に深刻化しつつあります。現代の教育の問題あるいは子供たちの問題に関して、PTAが積極的に取り組んで、学習会や研修会を行う。あるいは会員相互でいろんな情報交換を行ったり、より積極的な活動が望まれると思うのですが、この活動計画を見た場合、やはり不登校に関する研修会、あるいは父親の会の情報交換会、インクルーシブ教育理解の学習会がちゃんとあるわけですが、もう少しその辺りの現代的な教育課題への取組をPTAでやっていただけないかという要望です。これは今後の課題ということで、受け止めていただければ

と思いました。

では、ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○鶴見委員

合唱連盟の鶴見ですけれども、メンバーが減っていくのは、今後も傾向的に続いているものですか。

○青少年課長

P連からお伺いしているところでは、去年に比べて54から48になったのですが、来年度も減ってしまう、退会したいとおっしゃっている単Pがあるというお話も伺っています。

○鶴見委員

分かりました。バレーボール大会の参加者も減ってきているので、全体的に活動がシュリンクしているのかなという感じがしました。今、委員長から、それは少子化の問題もあるでしょうし、多様化ということで父兄の選択がいろんなものに向かっている。PTA活動が、言葉は悪いが少し低調になってきている。これは今の日本の社会では、ある意味仕方がない部分があると思います。その辺を将来見据えて、PTAを盛り上げることだけが多分行政ではないと思いますので、そのほかに子供たちをうまくサポートできるような方法がないかを、これから考えていかれたらいいのではないかと、勝手ながら思います。それだけです、意見としては。

○丹間委員

私も、今、鶴見委員がおっしゃった多様化ということで、親御さんたちの生き方、働き方、価値観が変わってきていて、PTAが戦後日本にできたときとは、かなり変わってきているといえると思います。そういう意味では、PTAの不易と流行ではありませんけれども、変わらない部分としては、子供たちのために親も先生も学び合いながら成長していくという理念は、ずっと変わらない。だからこそ社会教育関係団体だと思います。ただ、一方で、そのやり方みたいな部分はだんだん変わってこなければいけないのかなと思いました。

そういう意味では、令和5年度、14ページの報告で、オンライン同時開催と書いてありまして、これは非常にいいと思います。自宅にしながらその会に参加するというようなこと。小さいお子さんがいる場合にも参加しやすいのかなと思います。ですから、こういったことを、令和6年度のほうは書かれていないので、実際にオンラインを併用されるのかどうか分かりませんが、そういうところにもオンラインのいろいろなシステムを利用する。これだけ人数が多いと無料パッケージではできないということもあると思いますが、オンラインや、あるいは以前お話を伺いましたが、アプリを活用することで、共働き家族でも参加しやすいPTAのやり方、進め方を、いろいろ考えていただいていると思いますので、その部分への支援といいますか、予算的にもそういう支援ができるのではないかと思います。

○草野委員長

ありがとうございました。

P T Aが戦後 80 年近くになりますけれども、その中でP T Aが果たしてきた役割は非常に大きかったわけです。船橋のP T A活動の蓄積もあるでしょうし、そこを踏まえつつ、今後の新しいP T Aの在り方を探る。そして、それに対して行政としてできる支援を行っていく。ちょうどコミュニティスクールも始まるわけですから、それと関連づけながら、学校を支えるP T Aの在り方みたいなことですね。これまでも地域学校支援本部のような取組もありました。そのような活動を引き継ぎつつ、P T Aとしてやれることは何だろうかということ、ぜひ模索してもらえたらと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにご質問等がなければ、次に進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。

船橋市のP T A連合会についての意見聴取が終わりましたので、佐原委員と高橋委員は入室してください。

(佐原委員、高橋委員 入室)

○草野委員長

続きまして、ガールスカウト千葉県連盟船鎌地区の補助金の交付についての意見を伺いますので、ガールスカウト千葉県連盟船鎌地区と関係のある能勢委員は、一時ご退席をお願いいたします。

(能勢委員 退室)

○草野委員長

では、ガールスカウト千葉県連盟船鎌地区の補助金の交付につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問はございますでしょうか。

特にご意見、ご質問はないでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特にご意見がないということでしたので、次に進めさせていただきます。

ガールスカウト千葉県連盟船鎌地区についての意見聴取が終わりましたので、能勢委員は入室してください。

(能勢委員 入室)

○草野委員長

続きまして、船橋市青少年相談員連絡協議会の補助金の交付についての意見を伺いますので、船橋市青少年相談員連絡協議会と関係のある佐原委員は、一時ご退席をお願いいたします。

(佐原委員 退室)

○草野委員長

では、船橋市青少年相談員連絡協議会の補助金の交付について、委員の皆様からご意見、ご質問ございますでしょうか。

○磯野委員

教えてください。30 ページですけれども、「青少年相談員連絡協議会 60 周年記念事業予

算書」というのがあります。一番下に食糧費が計上されていますが、飲み物、お茶菓子、弁当と書いてありますが、こういう予算立てはいかがなのでしょう。私たちのスポーツ協会のほうは、こういうものは計上するなどいぶ指導を受けているのですが、これは補助金のほうからの支出ではないのでしょうか。教えてください。

○青少年課長

こちらの食糧費ですけれども、来賓の方や出演していただく方、記念公演会などを行いますので、その方たちに対するものでございます。公演者が4～5団体で、お茶菓子代やお弁当代となっていますけれども、こちらは相談員自らということではなく、来ていただく方に対してのことになります。お昼の時間をまたぎますので問題ないとは考えています。

○磯野委員

分かりました。

○草野委員長

ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

○鶴見委員

これは質問などではなく単なる意見ですけれども、24 ページの事業計画書、重点施策の2 番に、「船橋市青少年キャンプを連協の総力をあげて実施する」と。これはアウトドアのこういう活動をやっているという非常に強い意思の表れだと私は思いまして、これについてはもろ手を挙げて賛成です。今、だんだん子供たちも部屋の中に引き籠もることが多くなっていて、やはりアウトドアで、外で活動することがいかに大事かということを私は思いまして、これに賛成するという意見でございました。

○青少年課長

ご意見ありがとうございます。こちらの船橋市青少年キャンプは、今年も7月 26 日、27 日、28 日と宇都宮のほうにキャンプに行かせていただきます。お子さん、青少年を 84 名の募集という形で、こちら 84 人集まっています。毎年人気のある事業で、こちらは青少年相談員の方に本当にご協力いただいて成り立っていると考えています。

○草野委員長

それでは、ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

特にご意見、ご質問がないということですので、次に進めさせていただきます。

続いて、船橋市青少年の環境を良くする市民の会の補助金の交付についてご意見を伺いますので、船橋市青少年の環境を良くする市民の会と関係のある佐原委員には、引き続き退席をしていただきます。

では、船橋市青少年の環境を良くする市民の会の補助金の交付につきまして、委員の皆様、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

では、特にご意見、ご質問がないということですので、次に進めさせていただきます。

船橋市青少年相談員連絡協議会と船橋市青少年の環境を良くする市民の会についての意見聴取が終わりましたので、佐原委員は入室してください。

(佐原委員 入室)

○草野委員長

それでは、残りの6団体の補助金交付につきまして、委員の皆様、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○磯野委員

教えてください。磯野です。国際親善の会について伺います。

去年も伺ったと思いますけれども、参加人数を見ますと子供の数が少ないと思います。特殊な会なのかよく分かりませんが。

予算書を見たときに、38ページを見ていますが、会費を見ると人数が分かるかなと思って、大人2,000円の23人というふうに書いてあります。

それからその下に「事業基金補助」という言葉があります。これが歳入になるということだと思いますが、ちょっとこの意味が分かりません。

もう一つ、雑収入でバス借上料だと思うけれども、「バス借上補助金」というのがありますが、これはどんな補助金ですか。そこを教えてください。

○青少年課長

事業基金補助については、団体で特別会計みたいな形で別に積み立てておくことがあるというようなことを聞いております。

このバス借上補助金につきましては、地域福祉課で行っている補助金ということで把握しております。

○磯野委員

ありがとうございました。

○草野委員長

では、ほかにいかがでしょうか。

○鶴見委員

いろんな事情が分からなくて質問をさしあげるのは失礼かなとも思いますけれども、この国際親善の会の目的というのはどういうことなのか。私も入ったばかりなので、それを教えていただきたい。

それから、船橋市には今いろんな国の方が、中国とかベトナムとかたくさん来られていると思いますけれども、そういう方々との連携を図っていこう、例えばそういう方々が孤立しないように、いろんな施策を取っていこうとか、そういったことではないんですね。

もう一つは、船橋市でたしかデンマークの都市と姉妹都市になっていますけれども、恐らくその活動はここには含まれていないのでしょうか。すみません。変な質問の仕方をしました。

○青少年課長

国際親善の会ですけれども、行財政改革というものを船橋市では行いまして、それまでは国際親善の会で青少年の海外派遣研修を行っていましたけれども、それが行財政改革で、

国際交流課で類似事業がありましたので一元化して青少年のほうも行うという形で、国際交流協会で行うことになりました。

そちらに事業自体が移ったので、国際親善の会自体はその名残で、今後は例えば海外の料理を子供たちに紹介していこうとか、海外にはこういう風習がありますという紹介をしていこうとか、そういう活動を継続して続けるということで、特にオーデンセやヘイワードということに限らず、お子さんたちに紹介していくような活動を行っていきたいとお伺いしています。

○鶴見委員

そうすると、簡単にいうと海外の文化を取り入れて、市民に国際感覚を持ってもらおうというような感じですか。分かりました。

○生涯学習部長

すみません、ちょっと補足ですけれども、そもそもは国際親善の会というのは、昔、「船橋少年の船」や「青少年の翼」というので飛行機で海外に。先ほど姉妹都市という話がありましたけれども、アメリカのヘイワードや中国上海などに船を出して、そういったところで子供たちが向こうから来ることもあったので、そのホームステイなどを積極的に受け入れて交流事業をやって、こういったものがそもそものところでは。

先ほど担当課長のほうからありましたけれども、行財政改革等でだんだんそういった機会がなくなってきていまして、要は、国際交流課が所管をしております国際交流協会のほうで、そういった海外の姉妹都市との交流を行っているところでございます。

あとは、平和の関係で写真展をやるなど、そういうところでの平和事業にも参加をしていただいています。

○草野委員長

ほかに団体のことに関していかがでしょうか。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○丹間委員

この事業報告書のフォーマットというのは決まっているのでしょうか。「第6号様式」と書いてありますけれども。

○青少年課長

こちらは要綱で定めさせていただいております。

○丹間委員

分かりました。例えば別紙のようなものが付けられるのであれば、具体的な活動の内容が分かるような資料があると、人数が少なくても非常に意義のある活動をされていることが伝わってくると思います。

この参加人数の欄も、小人と大人ですか。何歳からが大人で、何歳以下が子供なのかというところも分かりづらいです。乗り物だと鉄道やバスは中学生から大人運賃ですから、この辺りの様式を変えていただくのがもし実務的に難しいとしたら、何か補足の資料を付けていただきたいと思います。社会教育委員としては、実際の活動や会のことをぜひこの機会に

知りたいので、形式的にこの様式で出していただくのはいいのですが、もし何かより伝えたいことがあれば、それは知りたいと単純に思いました。

○草野委員長

なかなか表をぱっと見ただけでは分かりにくいところもありますので、少し補足するようなものを付け加えていただければということです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、ほかにございますでしょうか。

特にご意見、ご質問がないということですので、次に進めさせていただきます。

次に、次第の2番、「社会教育関係団体への補助金の交付について」の(2)番です。地域福祉課の補助金につきまして、ご説明をお願いいたします。

○地域福祉課長

地域福祉課長の忍足と申します。本日は貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

当課が所管しております船橋市地域福祉活動助成金につきまして、今年度の申請を受け付けましたところ、19 団体から申請があり、そのうち1 団体、社会教育関係団体から申請がありましたことから、本日の協議事項としていただきました。よろしくお願ひいたします。

資料は 66 ページから 73 ページまでとなります。まず、66 ページをお開きになってください。

船橋市地域福祉活動助成金についてご説明いたします。当助成金は、市民活動団体の皆様が行う地域福祉活動に必要な費用の一部を助成することにより、地域福祉の推進を図ることを目的として平成5 年度に開始した補助制度となります。補助率は3 分の2、助成限度額は1 団体当たり 50 万円となります。予算総額は、ここ数年は 500 万円で推移しております。

次に、当助成金の交付条件についてご説明いたします。助成対象事業は、①船橋市地域福祉計画を推進するための事業、②在宅福祉等の普及及び向上を図る事業、③健康及び生きがいの推進を図る事業、④ボランティアの活性化を図る事業、⑤その他地域福祉の推進に関し市長が必要と認める事業、このいずれかとなります。

助成要件は、1 番目として、営利を目的としていないこと。2 番目、船橋市民を広く対象とすること。3 番目、助成の申請を行う年度内に助成対象事業を完了すること。4 番目、現金または物品の配布のみを行う助成対象事業でないこと。5 番目として、国または地方公共団体から当該助成対象事業に係る補助金等の交付を受けていないこと。この5 つの要件を全て満たすこととしております。

団体要件については、1 番目として、5 人以上で構成され、団体の規約等を有していること。2 番目として、原則として市内に活動の拠点を置き、本市の地域福祉の推進を図る団体であること。この2 つの要件いずれにも該当することとしております。

続いて今年度、当助成金に申請を行った社会教育関係団体である特定非営利活動法人船

橋子ども劇場について、ご説明いたします。70 ページをお開きください。

この団体は、宮本にある拠点を中心に世代間を超えた地域住民の関係づくり、居場所づくりを目的に、市内公民館で活動しています。

今回、この団体が交付申請をした事業は、「三世代であそぶ・みる・つくる体験！～子どもを真ん中に地域で仲間をつくろう！～」というもので、交付申請額は2万2,000 円となります。

収支予算書は、71 ページのとおりとなります。

続いて、事業計画についてご説明いたします。72 ページの項目4をご覧ください。つくる体験として「バルーンアートにチャレンジ!」。あそぶ体験として「ダンボールを使って造形などを作ってあそぶ」。みる体験として「安心できる時間や空間で人形劇を楽しむ」とあります。

期待される効果として、地域の子供から大人の三世代が「あそぶ・みる・つくる体験」を通して、「人間っていいな」「人ってすてきだな」と共有・共感できる人（仲間）・時間・場がつけれるとしております。

スケジュールにつきましては、73 ページのとおり、10 月、11 月、3 月の開催を予定しております。

この事業が助成金の交付条件に該当するかどうかにつきましては、7 月に助成金の交付審査委員会を開催し、交付可否を審査の上、交付決定する予定となっております。

地域福祉課からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○草野委員長

では、ただいまの事項につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問ございますでしょうか。

○丹間委員

公民館を会場にされるということで、公民館は社会教育法に規定されているとおり、社会教育のための機関でもありますけれども、社会福祉の増進に寄与する場でもあるということで、そういう意味で、こういった地域福祉の活動に使っていただくのは、すごくいいことだなと思いました。

ただ、福祉の拠点や地域福祉の場だという認識は、まだそこまで広がっていないのが実情だと思います。例えば 72 ページの3 番のところで、「船橋市地域福祉計画を推進するための事業」ということで事業計画をしていただいていると思います。どういった点で地域福祉の発展や地域福祉の充実にこの事業が資するのかということをもう少し補足いただくと、我々は社会教育について議論している会ですので、ありがたいなと思いました。よろしくお願いいたします。

○地域福祉課長

地域福祉課でございます。ご質問ありがとうございます。

地域福祉計画は結構幅広い計画になっておりまして、様々な福祉の推進について載って

いるものになります。今回この団体が出しているのは、地域福祉、地域の皆さんの交流ということになりますけれども、こういったことにも広く公民館というのを使わせていただく。地域に根ざした機関で、地域の方々に集まっていたくのにとてもふさわしい場所だと思っておりますので、これからもまた公民館を活用させていただきたいなと思っております。

○草野委員長

子ども劇場に関しては、私も非常に関心を持ってこの間見てきています。地域福祉という側面があることは確かだと思いますけれども、やはり地域文化といいますか、文化的な一つの運動体として発足して、それが全国化していったという歴史がありますので、地域文化の創造なり、地域文化を向上するなり、そういう文化という枠の中での活動というふうにこれまでは理解していました。

それが福祉ということにもつながって、地域福祉の向上にもつながっていくことは確かにそのとおりですが、どちらかというと私は文化の枠の中で理解していたものですから、地域福祉課の中でこの子ども劇場が位置づけられているというのは、やや違和感というほどでもありませんけれども、意外に思ったということがありました。

福祉と文化は関係ありますので、あえて線引きをする必要はないのかもしれませんが、なぜ文化課ではなく福祉課でという、その辺の経緯がもし分かれば教えていただきたいのですが。

○文化課長

文化のほうにつきましては、平成20年か21年に庁内で補助金の全庁的な見直しがあったときに、文化団体の補助金が廃止されてしまったということがありました。今、文化での補助金のメニューがないということも、こうなっている要因の一つかと思います。

○地域福祉課長

地域福祉課でございます。

文化のほうは、今、文化課からお話があったとおりだと思いますけれども、私どもでやっている助成金については福祉に関するものになりますので、それで広く募集をかけたところ、こちらの団体さんも福祉にも値するということで手を挙げていただいたというふうに理解しております。

文化のためだけだと言われると、こちらの補助金というのはちょっと対象ではないのかなと正直思うところはありますので、地域の福祉に貢献する内容だということで手を挙げていただいたと思います。

活動は長くやっていらっしゃると思いますが、こちらの補助金はそんなに昔から手を挙げてはいただいていたので、もしかすると最近、福祉のほうにもというふうに考えられたのかなと思います。

○丹間委員

この団体さん自体は、ほかにもきっといろいろな活動や事業をされていて、それらのう

ち今回申請されているのがこの「三世代であそぶ・つくる・みる体験」という、年間を通じて3回行うこの事業であると理解いたしました。

そうしたときに、72 ページの4番の内容のところの3つ目、3月に予定されている「みる体験」のところに「安心できる時間や空間で人形劇を楽しむ」と書いてあります。これがふだんこの団体がされているほかの活動と少し違いを出されているところで、地域福祉ということで申請を出されているということになるのでしょうか。

加えて、この安心できる時間や空間というところのイメージをもう少し具体的に伝えていただけると、地域福祉の向上につながる事業なのだと受け止めることができるかなと思いましたので、どんなイメージなのかなと思いました。

○地域福祉課長

地域福祉課でございます。多分、人形劇のようなことをもともと多くやっていらっしゃる団体さんなのだろうとは思いますが。ご自分の近くの公民館などで、親子三代集まって人形劇を見るというのが、地域によっては、きっとあまり経験する機会が少ないのではないかと思います。ご自分の身近なところで親子三代で人形劇を見るというのは、とても温かい時間を過ごせるものだと思いますので、そういったところが福祉というふうになっているのかなと、こちらとしては理解しております。

○丹間委員

ありがとうございます。

○鶴見委員

意見を言わせていただきます。今、いわゆる町内会の活動というのは結構ありますけれども、予算などを見ていると、お金の使い道がなくなっているんですね。なくなっているというのは言い方が悪いですが、要は、年齢構成の問題もあると思いますけれども、老人福祉のほうにばかりで、子供を育てていくような計画やお金の使い方がほとんどできていないかと、もう何年にもわたってそう思っています。

そういうテーマがないというんでしょうか。例えばちょっと昔までは、夏祭りでおみこしを担いだり、大人と子供が接触するようなことがありましたけれども、最近は危険だとか何とかいろいろありまして、またコロナもあって、接触する機会が全然なくなっている。これを私見せていただきましたときに、非常に面白いというふうに思いまして、こういうことをもうちょっと広く普及できないかなと考えています。

感想みたいな話になってしまっていますが、実際いわゆる町内会にもっと積極的に宣伝をしていただいて、公民館だってできるわけですから、そうすると非常に子供さんが喜ぶ。大人もそこに一緒に入ってもらって楽しむというようなことができれば、非常にいいお金の使い道になるなと思いました。それだけです。

○草野委員長

福祉と文化というのは非常に関連があるというか、ここまでが福祉、ここからが文化というふうに切り分けることができないものだと思います。両方とも人々の幸せといいます

か、幸せな暮らしをつくっていくということで、福祉も文化も共通する面があると思います。

先ほど文化課長のほうから、文化団体に対する補助金が廃止されたというお話がありました。ということは、例えば合唱団あるいはオーケストラ、それから演劇団体ですとか、地元船橋を拠点に活動している文化団体に対しては、こういう補助金は出ていないということでしょうか。

○文化課長

文化課長です。補助金の見直しをしたときの委員からの意見として、当時、市民協働課のほうで市民活動に対する補助金が創設されたこともありまして、そちらを使ってもらいたいという意見でした。ただ、その補助金が3年間までの限定の補助金でして、その後はもう自立してやってくださいというような考え方で、そちらを活用している団体はあるかと思っています。

○草野委員長

経緯は分かりました。丹間委員からもありましたように、公民館というのは社会教育法にも明記されているように、地域福祉の向上ということが大きな目的の一つになっているわけです。社会教育と福祉は大変つながりがあって、社会教育によって地域福祉を高めていくということがありますので、この申請自体には全く問題がないと思います。

ただ、こういった文化的ないろんな取組、活動をやる場合に、福祉、文化という概念もあるわけですが、例えば高齢者の様々な表現、文化活動であったり、障害を持った人たちの団体の文化的な活動であったり、そういう従来福祉サービスの保障の対象であった高齢者、障害者の人たち、あるいは難病で苦しむ人たちですとか、いわば福祉の対象であった人たちが、文化というものを通して自分たちの暮らしの在り方の質を高めていったり、つながりをつくっていったりということで、新たな福祉ということの一つ窓口にしつつ、文化の新しい形をつくっていくという取組が結構今広がっているわけですね。

その辺りのことを考えた場合に、こういう地域福祉の推進という観点から、そういった文化的な様々な活動を盛んにしていくことが、非常に大事になってきているのではないかと考えているわけです。

だから福祉文化という新しい文化の在り方をどういうふうに社会の中に浸透させていくかといった場合に、大変こういう取組は大事になってくるのではないかと考えていますので、ぜひそういう観点も含めて申請のことを検討していただければと思います。

以上です。

それでは、ほかにご意見、ご質問等がもしなければ、次に進めさせていただきます。

続きまして、補助金の交付についての（３）健康づくり課の補助金につきまして、ご説明をお願いします。

○健康づくり課係長

健康づくり課の村岡と申します。よろしくお願いします。

本日はお時間をいただきましてありがとうございます。例年、協議をお願いしておりますアクティブシニア介護予防補助金でございます。こちらの補助金は、社会教育法第 13 条の規定に基づき、地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員の会議で意見を聴かなければならないと規定されていることから、本日この場をお借りいたしまして、社会教育委員の皆様にご意見をお伺いしたいと考えております。

対象となるページは、資料 74 ページから 77 ページとなります。今年度の補助金申請を行った団体数は合計 69 団体でございまして、そのうち社会教育関係団体は、資料 76、77 ページのとおり 50 団体となっております。

続きまして、アクティブシニア介護予防補助金の概要についてご説明させていただきます。前になります、資料 74、75 ページをご覧ください。

本補助金は、地域の体操教室や趣味、サークル活動などのいわゆる通いの場において、住民が介護予防活動を行う団体に健康づくり課の予算で補助することを目的としております。

対象となる団体の要件といたしましては、活動に参加する者のうち 8 割以上が 65 歳以上で、市内に住所を有している者であること、週 1 回以上活動していること、対象となる体操を 1 回当たり 30 分以上行っていることなどを要件としております。

補助率の上限は補助対象経費総額の 80%、補助額の上限は 1 団体につき 10 万円となっております。

今年度の申請受付は 5 月 1 日から 5 月 31 日までの 1 か月間受付をいたしまして、昨年度の申請団体に申請漏れがないよう、締切り 1 週間前に個別で各団体へお知らせをさせていただいたほか、「広報ふなばし」、船橋市ホームページにて周知をするとともに、募集要項を公民館などの窓口配架して受付をいたしました。

その後審査し、その結果を本日の会議であらかじめ報告した上で、申請団体に 7 月下旬頃に交付決定通知を送付いたします。

その後、1 年間全ての活動が終了し、来年、令和 7 年の 4 月中に活動の実績報告をいただき、審査後、補助金を確定し、お支払いする流れとなっております。

詳細な補助要件は 75 ページに記載しておりまして、①から⑨の要件を満たすことをお願いしております。そのうち⑨で、社会教育関係団体は補助金申請時にその旨を申し出ることも定めております。

補助の対象となる経費については、活動場所の使用料、消耗品費、活動時のけがに備えて加入する傷害保険料などを対象としております。

説明は以上でございます。社会教育委員の皆様にご意見を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、ただいまの事項について、委員の皆様からご意見、ご質問ございますでしょうか。

○磯野委員

磯野です。前回の説明のときにも質問いたしました。また教えてください。

私はスポーツ協会の仕事をやってきています。学校の教員だったときには体育主任もやりましたし、スポーツのいろんな考え方を勉強しました。すごく気になることがあって今お聞きしています。去年も伺いました。

体操のできる場所、憩いの場ということのようですが、体操のできるという、「体操」という言葉に限定している意味は、多分正しい動きをして、体を上手に動かしたりということだと思います。四肢を動かすというふうに書いてありますので、ストレッチや筋トレをするなど、それを正しくするという意味合いだと思います。

そこでずっと引っかかっているのが、体操は目的に行うものが体操だと私は思うんですね。運動はそうではないので。目的的に正しい動きをしていくというふうに考えたときに、去年も伺いましたが、補助対象の経費の中に講師の謝金は認めないと書いてあります。分かりますか。講師の謝金は駄目ですよ、それは経費に含めませんと。そこが私はおかしいなと思っています。

正しい動きを覚えていくために、昨年は、市にはいろんなすばらしい方がいっぱいいるので、その方々の習ったことをみんなに広めてもらえばいいので、謝金を認めていませんというお答えだったように思います。やはり目的に行う体操をしていくときに、そういう資格を持った人やトレーナーだけとは言いませんけれども、そういうのに長けた人が指導すると、どうしても謝金が必要になります。正しい動きを教わるわけですから。その謝金を認めないというのがよく私は分からないのですけれども、そのところをもう一度教えてもらえませんか。

○健康づくり課係長

健康づくり課です。昨年もお答えさせていただいた形ですが、今このアクティブシニア補助金の申請団体で体操だけをやっている団体は、多いは多いのですが、そのサークル内で30分以上取り入れている団体で、完全に体操だけの団体もあったり、卓球をやっている団体もあったりといろいろな団体がある中で、講師も様々な方を呼んでいらっしゃるという状況があります。

ですので、講師の方に謝礼を講師料という形で体操だけに特化してお支払いするということが、様々な団体がいる中でお支払いしているということもあって、ちょっと差が出てしまうのではないかとということもあって、交通費のみという形でやらせていただいているということです。

○磯野委員

交通費は払っているということですか。

○健康づくり課係長

はい。交通費は払っております。

○磯野委員

ありがとうございました。「次の経費は助成対象外です」というところに、団体構成員に対する人件費・謝金・交通費・食事代は駄目だけれども、講師については謝金ではなくて、交通費を払っているということですね。

○健康づくり課係長

はい。

○磯野委員

分かりました。だったらその憩いの場というのはやっぱり運動と捉えたらどうですかね。運動ができる場を提供することが介護予防に一番近づくのではないですか。何でそこを考えないのだろうかと思っています。

○健康づくり課係長

うちのほうでやっている、ふなばしシルバーリハビリ体操という体操だけに特化した事業があります。月1回24地区で毎日のようにやっていて、30～90人ぐらいの方が集まっていて、体操を特化してやっています。

そこにも通っていただいているので、体操自体は、うちがメインでやっているのはそちらですが、このアクティブ補助金に関しては、独自でやっているサークルさんを応援するという意味が含まれていて、その中に体操も入れていただくと補助金対象にしますという形を取らせていただいています。経緯としては、実際にこのアクティブ補助金のほうも体操だけにしてしまうと、ちょっと幅広い方を救えないかなというのがあったみたいです。ですので、こういう形を今取らせていただいているということです。

○磯野委員

分かりました。ありがとうございました。

○丹間委員

社会教育委員会議において健康づくり課の事業についてご説明いただいて、ありがとうございます。せっかくご説明いただいていますのでお尋ねしたいことは、この事業の目的についてです。具体的には、体操をしているのは誰なのかということをお尋ねしたいと思います。

社会教育関係団体について今回私たちはここで意見させていただいていますけれども、その団体のメンバーだけがこの体操を30分間しているのか、あるいはそこにもっと幅広くメンバー以外の高齢者の方も来ていただいて、そういう健康づくりの輪が広がっているのかということも含めて、誰がこの体操をしているのかということをもう少し具体的に教えてください。

○健康づくり課係長

健康づくり課です。基本的にはサークルに参加している方が全員、30分以上の体操を行っています。もちろんそのサークルに関しては、サークルメンバーを増やすような形で呼びかけをしていただくというところも規定には入れさせていただいていますので、今言わ

れたような形で、より多くのメンバーを集っていただいて、体操をしていただくということも目的の一つとなっております。

○丹間委員

ありがとうございます。そうすると、ここにある社会教育関係団体、特に運動やダンスなど、体を動かすような団体さんが多いと思いますけれども、そういう団体さんにさらに活動時間のうち 30 分間、健康づくりにつながるような体操をしてもらうという趣旨でしょうか。

○健康づくり課係長

そうです。その趣旨です。

○丹間委員

分かりました。ありがとうございます。

そうしたときに、週 1 回 30 分というのは健康のためにはきっと大事な時間なのだと思う一方で、やはり週に 2 時間とか 3 時間とかしか活動時間が取れていない団体さんにとっての 30 分というのは、なかなか貴重な時間になると思いました。

太極拳をもともとやっている団体さんがこの事業でも太極拳をするというのは、そんなに大きな変化はないと思いますけれども、中には実際に団体の目的としている活動とは別の体操を 30 分している団体もあるかなと思いましたので、その辺りの団体さんたちの声というのも、ぜひしっかり聴いていただきたいなと思いました。

というのも、なぜ補助金交付にあたって社会教育委員会に意見を聴いていただいているかといいますと、これは社会教育法で規定されていますけれども、支援を補助金の形ですることと、その団体に対して干渉をしたり、あるいは何か指示したりするということは紙一重でもあるわけです。そういう意味では、社会教育関係団体が自主的に自分たちの活動をできるように、行政から不当な監視や支配がないかどうかをきちんと見ていかなければいけないということで、社会教育委員会に意見を聴いていただいているというのが法の趣旨だと受け止めております。

ですので、やはり「サポート・アンド・コントロール」ではなくて、「サポート・バット・ノーコントロール」という形が大事だと思ってまして、この 30 分の週 1 回の体操というのが、団体の方々にとっても大事なもので、プラスになっているということが今日のお話で少し分かりましたので、それはよかったと思います。ありがとうございました。

○鶴見委員

質問ですけれども、75 ページの一番上の補助対象要件の⑨に、「社会教育関係団体が補助金を申請する場合は」ということなので、恐らく社会教育関係団体でないところも申請なさっているのではないかなと思います。だから必ずしも関係団体だけではないのですよね。そこだけちょっと確認したかった。

○健康づくり課係長

そうです。その通りです

○草野委員長

それでは、ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

特にご意見、ご質問がないということですので、以上で次第の2番、「社会教育関係団体への補助金の交付について」の意見聴取が終了しました。事務局におきましては、各委員からの意見を参考に、各団体に適切な交付をお願いいたします。

続きまして、次第の3番、「連絡・報告事項について」に進みます。まず、社会教育課よりお願いいたします。

○社会教育課長

社会教育課です。令和7年船橋市成人式についてご報告いたします。資料は本冊の78ページです。

令和7年の成人式は、1月13日「成人の日」に船橋アリーナにて、第1部、第2部の2部制により、オンラインによる動画配信も併せて開催いたします。

令和6年の成人式と比較しますと、「4時間」の第1部、第2部ともに開始時間を30分早めております。これは前回実施したアンケートにより、第2部の終了時刻が遅いというご意見を多数いただきまして、一方で、着つけなどの準備の時間の確保等も考慮し、30分のみ早めることといたしました。

地域区分については、令和6年と変更ございません。

7、8の成人式のテーマや記念品は、成人式対象者等で構成される企画運営委員会議で決定します。今年の企画運営委員には14名の応募がありました。今後、企画運営委員の意見を取り入れながら準備を進めてまいります。

なお、この成人式の開催概要につきましては、6月1日以降の「広報ふなばし」をはじめ、市ホームページにて公表しております。

報告は以上でございます。

○草野委員長

では、ただいまの事項に関してご意見、ご質問ございますでしょうか。

○鶴見委員

4番の時間の中に、第1部、第2部とあって、中学校の地域区分というのが書いてありますよね。これは私の理解では、例えば最初に船橋中学校とありますけれども、ここの通学区域に住んでいらっしゃる方という意味ですか。

○社会教育課長

この地域区分はあくまで目安でございまして、同じ中学校を卒業した方が集まりやすいようにということでお示ししているものでございます。

例えば、引っ越されて別の中学校区に住んでいても、これを見てご自分の参加したいほうの部に参加していただくことができます。

○鶴見委員

これは明確な区分けになっているわけではないということですね。

○社会教育課長

そうです。目安としてお示ししております。

○鶴見委員

分かりました。

○草野委員長

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

私も毎年出席させていただいておりますけれども、非常に自主的にこの会が企画され、運営されているということで、若者自身の自発性というか、それがいつも大変素晴らしいなと思って見ております。今年も若者の自発的、自主的なそういう場を広げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○社会教育課長

ありがとうございます。

○草野委員長

続きまして、次第の3番、「連絡・報告事項」の(2)文化課よりお願いいたします。

○文化課長

文化課でございます。

資料の79、80ページ、また同じもののカラー刷りのチラシを委員の皆様のお手元にお配りさせていただいております。

市内の公民館、学校、文化施設を会場に市所蔵の美術作品を紹介する船橋市出張美術展として、このたび、「四季を奏でる～旧吉澤野球博物館収蔵美術品を中心に～」を、郷土資料館にて7月3日まで開催しております。

吉澤野球博物館は、平成26年3月まで本中山1丁目にて運営されていた故吉澤善吉氏が私財を投じて開設した博物館で、東京六大学野球を中心とした野球に関する資料のほか、幅広い美術品が収蔵、展示されておりました。

平成27年に船橋の文化振興に役立ててほしいとの申出があり、多岐にわたるコレクションが市に寄贈されました。なお、野球に関する資料は、現在船橋市アリーナにて常設展示されております。

チラシの裏面をご覧ください。今回の出張美術展では、旧吉澤野球博物館から寄贈を受けた美術品を中心に、初公開となる北大路魯山人の制作した陶磁器「色絵雲錦大鉢」や、大正ロマンを代表する画家、竹久夢二が描いた「君ゆえに」など、春夏秋冬をモチーフにした日本画、陶磁器など21点を紹介するとともに、併せて野球資料を展示しております。

また、展覧会に関連して様々な企画を催し、チラシの裏面にありますとおり、コンサートやギャラリートークなどを開催いたします。古来より日本の文化、芸術において主要なテーマである四季をめぐる展覧会となっております。ぜひ会場に足をお運びください。

文化課からの報告は以上でございます。

○草野委員長

では、ただいまの事項に関してご意見、ご質問ございますでしょうか。

ご意見、ご質問は特にないということですので、次に進めさせていただきます。

続いて、中央公民館よりお願いいたします。

○中央公民館長

中央公民館です。前回の社会教育委員会議におきまして、公民館の個人利用についてご報告させていただきました。本日は5月1日から6月23日までの利用状況についてご報告いたします。

資料は本日お配りさせていただきましたA4の1枚のものになります。当該期間で99件のお申込みをいただきました。平均すると、1日当たり1.65件申込みいただいております。

時間帯につきましては、午後の時間帯15時から18時が33件と最も多く、現状、公民館の利用率が低い時間帯である夜18時から21時の間、この夜の部も26件の利用がございました。

令和5年度の公民館の利用率では、午前9時から12時の午前の部、12時から15時の昼の部は約55%を超える比較の利用率が高いものであることから、午後の36%、夜の28%という比較的空いてる時間帯である午後、夜の部を申し込まれた方が多かったものと考えております。

利用人数では、1人での利用、複数人の利用が約半数ずつとなっております。複数人で利用され、次回以降も公民館の利用希望がある場合は、団体申請を促しているところでございます。

活動内容につきましては、楽器練習が58件、約59%と最も多く、次にダンス、踊りなどの練習、また突発的に会議を行いたいという旨でご利用いただく機会がございました。

最後に地区別ですけれども、こちら西部地区が38件と最も多くご利用いただいております。今回ここに記載していないのですが、公民館別で申し上げますと、西部地区の塚田公民館で20件、南部地区の浜町公民館で9件、中部地区の高根台公民館で同じく9件、西部地区の丸山公民館で8件が使用の高い4館となります。

この個人利用をきっかけに公民館が身近で便利な施設であることを知っていただき、引き続き公民館を利用していただければと考えております。また、1人で利用された方が仲間と共に団体登録され、やがて社会教育関係団体の申請や文化祭などの行事に参加していただけることを望んでおります。あわせて公民館におきましては、こちらの個の学びをいかに結んでいくか、つないでいくかということが必要と考えますので、各公民館で今後取り組んでまいりたいと思います。

中央公民館からは以上でございます。

○草野委員長

では今の報告についてご意見、ご質問ございますでしょうか。

公民館の個人利用というのはかなり新しい試みということで、始まったばかりだと思いますけれども、こういう個人利用ということに関して、利用者の方々の利用してみての感

想とか、あるいは、今後はぜひこういう点をもう少しお願いしたいという要望とか、そういった利用者側からの意見というのはありますでしょうか。

○中央公民館長

中央公民館長です。利用者の方々からは、特に活動内容で楽器が多いということで申し上げたのですけれども、やはりご自宅でやると音が気になるということで、トランペットであるとか、そういう楽器については、やはり防音の効いた音楽室であるとか視聴覚室、比較的料金が高いのですけれども、そこを利用させていただいております。

また一回利用された方が、先ほど塚田が多いということで申し上げたのですが、リピーターになっているような方がいらっしゃいます。非常に使いやすいということで、繰り返し使われている方が多いところでございます。

また、要望等につきましては、まだ始めたばかりなので特に意見は伺っておりませんが、今後、窓口に来た際に個々に聞いてみたいと思っております。

○草野委員長

ありがとうございました。どうぞ。

○丹間委員

関連してお尋ねしてもよろしいでしょうか。個人利用された方の声も大切なのですけれども、これまで団体利用をされていた方の声というのでしょうか、稼働率を上げていくという意味では非常によい取組だと思うのですが、これまで団体で公民館を本来利用されていた方たちとうまく共生していくというのが一番理想かなと思ひまして、お願いします。

○中央公民館長

まず、こちらの個人利用につきましては、空いている部屋の1週間先までしか申込みができません。団体の方は、例えばシステムで予約すると3か月先まで予約ができる形です。また申し込みされて抽選に外れたり希望する部屋が取れなかった場合は、その月末、要するに2か月前にはまた随時予約といって空いてる部屋をどんどん入れていけます。ただ月4回というのは決まっているのですけれども。当月になれば、それは無制限で入れられるということです。ですので、団体さんに逼迫するとか、そのようなことは今のところありません。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、この件についてほかにご意見と質問がありますでしょうか。

特に利用の多い館がいくつかあるみたいですが、その背景とか理由とか、そういったことはあるのでしょうか。

○中央公民館長

やはり住民が多い西部地区、南部地区は、人口が密集していますので、その関係で行く方が多いのかなと思います。また見ていただくとおり、北部であるとか中部、そちらのほうはやはり公民館へ足を運ぶ方が少ないのかなと考えております。

また、これは私だけが思うことだと思うのですが、例えば、中学校区で葛飾中辺りが昔吹奏楽等が盛んな時代があつて、その方々が利用しているのかなというの、ちょっと推測されるところでございます。

○草野委員長

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では次に進めさせていただきます。

続いて、高根台公民館よりお願いいたします。

○高根台公民館長

高根台公民館です。令和6年度改修工事に伴う公民館の休館についてご説明いたします。資料 81 ページをご覧ください。令和6年度は、記載されている4館が休館を予定しております。

まず東部公民館ですが、建築から46年が経過したことから、公共建築物保全計画に基づき、昨年10月1日から大規模改修工事をしており、休館しております。改修工事の内容は、外壁やトイレ等の改修に加え、防音効果の高い二重サッシへの交換、音楽室の新設等で、令和7年3月末まで休館する予定となっております。

続きまして西部公民館ですが、空調設備機器がメーカー推奨耐用年数を超えておりエアコンの使用に不具合が生じたことにより、機器の更新を行うものです。休館期間は8月5日から9月10日の間、約2週間を予定しております。

次に丸山公民館ですが、丸山地区では今年の9月で下水道供用開始から3年がたつため、浄化槽を廃止し下水道につなげる必要が生じます。そのための下水道接続工事で6月から8月までの間、約2週間を予定しております。工事期間中、水が出なくなることから、休館をするものです。

最後に、建築から34年たった新高根公民館です。公共建築物保全計画に基づき、給水排水管を含むトイレ及びエレベーターの改修工事、自動火災報知器をはじめとする消防設備及び非常用発電機の更新工事を行います。休館期間は7月3日から令和7年2月末までを予定しております。

各公民館の休館期間につきましては、ホームページ等でお知らせするとともに、全ての公民館で情報を共有し、団体活動に支障を来さないよう、他の公民館の利用についてご案内してまいります。

説明は以上となります。

○草野委員長

では、ただいまの事項についていかがでしょうか。ご意見、ご質問ありますでしょうか。

○能勢委員

能勢でございます。すみません、ここに関わる場所ではないのですが、東部公民館は6年度は休館になるかと思うのです。先ほどのアクティブシニアの団体、8番目のところが東部公民館になっていますが、ここはほかの公民館で実施されるということでよろしい

でしょうか。

○社会教育課長

説明終了後に担当者がすでに退席してしまっているのですが、確認は必要ですが、休館のため、他の公民館などをご利用されていることが想定されます。また、先ほど担当も言っていました、実施報告が提出されますので、そこで確認が可能であると考えます。

○能勢委員

ありがとうございます。

○磯野委員

今の話の継続ですけれども、去年、学校施設の開放の話もちよっとしました。今、能勢委員から出たように、結構困っているという話が去年あったので、そういう団体さんにはあっせんをすとか、どこか口を聞いてやるとか、そんな働きかけはしていますか。東部公民館の件です。

○東部公民館長

東部公民館長でございます。東部公民館が休館で使えないということの中で、ある程度広さの必要のある、例えば体操とか、そういったところの関係では、館区内の小学校、中学校にいろいろご相談申し上げて、東部地区の近隣はマンモス校ということの中で、余裕教室はないという状況でございますが、体育館等使わせていただきたいということで、ご協力をいただいているところでございます。

○磯野委員

ありがとうございました。

○草野委員長

かなり長期にわたる休館ですので、やはりその辺、混乱したり、行き場がなくて大変困っている、そういう状況もあるかと思いますので、随時市民からの相談ということで対応をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

では、次に進めさせていただきます。続いて郷土資料館よりお願いいたします。

○郷土資料館長

委員長、郷土資料館です。資料 82 ページをご覧ください。郷土資料館からは、夏休み期間中の企画展 3 点についてご説明いたします。

まず 1 つ目です。郷土資料館企画展「船橋の食文化」になります。郷土資料館をよく訪れるリピーターには、近隣の小学校や保育園、幼稚園に通う子供たちが多くいます。また、土日や長期休暇には 2 世代、3 世代で郷土資料館を見学してくれる市民がいます。帰省の際に立ち寄ってくれる市外在住の方も多くいらっしゃいます。そこで今回は、夏休みを含む 7 月 13 日から 9 月 8 日の会期で開催する企画展で、「船橋の食文化」というテーマを選定しました。

展示では、船橋の特産品である食材や料理だけでなく、日常食、外食、学校給食など

様々な食を取り上げます。また、令和5年度から講座等において実施してきた食の思い出に関するアンケート結果を参照したり、市内外の研究者、学生、栄養士などと意見交換をしたり、身近なのに意外と知らない船橋の食文化のことを親しみやすくお伝えします。展示を見たり、関連イベントに参加したりして、友人や家族と会話するきっかけになれば幸いです。

展示内容は現在、検討作業を進めているところですが、主なものといたしまして、昭和初年の中山、船橋、津田沼の飲食店。鳥瞰図やマッチのラベルなどです。また明治から昭和までのレシピ集、アンケート結果を踏まえた思い出の日常食や外食、学校給食用調理器具などです。関連イベントとして学芸員による展示解説を行うほか、展示解説ボランティアを夏休み学芸員として募集し展示解説してもらう企画や、児童生徒向け公開講演会、展示解説動画を作成して、船橋生涯学習チャンネルにも公開する予定です。

なお、今回の企画展は、立命館大学食マネジメント学部、また県立薬園台高等学校園芸科、学校栄養士会等の協力を得て開催いたします。

続いて2つ目ですが、吉澤野球博物館資料展示室企画展「君の推しはどこだ！～戦国千葉の甲子園～」展です。今年は全国高等学校野球選手権大会の会場である阪神甲子園球場が開場100周年を迎え、また千葉県大会は参加出場校や強豪校が多く参加する「戦国千葉」とも言われています。

今回は吉澤野球博物館資料展示室の高校野球にまつわる収蔵品のほか、県内の強豪校などからも資料を借用し、「戦国千葉」の夏の甲子園について紹介します。展示内容は、吉澤野球博物館資料展示室コレクションから、甲子園についての年表パネルや雑誌、書籍・資料を用いて甲子園の経緯と歴史を紹介するほか、県内野球強豪校としての連携展示として、千葉県初の甲子園出場校の千葉師範学校甲子園記念アルバムほか雑誌資料を用いた千葉県の甲子園の歴史、ミスタージャイアンツ・長嶋茂雄氏に関する資料、千葉の強豪校である市立船橋、市立習志野、専修大松戸、木更津総合、中央学院、銚子商業などから、ユニフォームや甲子園出場の記念品、写真などを借用して展示する予定です。また関連イベントとして、市立船橋高等学校野球部の監督である海上雄大氏を講師に招いての講演会も企画しております。

最後、3つ目になりますが、飛ノ台史跡公園博物館で行われる「第23回縄文コンテンプラリー展 in ふなばし」です。縄文コンテンプラリー展は、飛ノ台史跡公園博物館開館の翌年から開催し、縄文文化の理解を目的に、アーティストが縄文時代から受けたインスピレーションを作品や映像・パフォーマンスなどで表現する企画展です。テーマは「風土～縄文の造形と世界～」とし、変化する生活環境が造形に及ぼす影響を踏まえ、博物館の遺物や縄文人の心にコンタクトした新たな創作表現でアートを生み出しています。

縄文時代は数千年単位で寒冷、温暖の変化があり、縄文人が変動する気候にいかに対応しながら生きてきたかが、多くの遺物や遺構を調査研究する中で解明されています。多様な環境に対応しながら生きてきた縄文人の造形物と風土との関係を表現に結びつけた企画

展です。

会期は7月 21 日から9月 1日まで。開催初日には「縄文アートまつり」を開催いたします。ワークショップやアーティストトーク、人形劇のパフォーマンスを実施します。また8月3日、10日、11日、17日には参加アーティストによるワークショップを開催し、オリジナル土偶や土器、ジグソーパズルなどを作成し、縄文への関心と理解を深めていただきます。

以上、郷土資料館からの説明になります。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、ただいまの事項に関していかがでしょうか。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

3つの企画、非常にそれぞれ興味深い企画だと思いました。野球に関しては、甲子園球場が100周年ですか。ということで、大変大きな節目を迎える中で、千葉の高校野球がどういうふうに進んできたか、そういう歴史が分かるということで非常に楽しみです。千葉県は全国有数の激戦区でもありますから、野球が歴史的にも非常に盛んな地域だと思いますので、そういう新しい発見がそこからも見えてくるのではないかと思います、楽しみにしております。よろしくお願ひしたいと思います。

あと2つの企画も非常に面白い企画で、食文化ということに関して言えば、学校給食のことも非常に興味深いですね。歴史なんか分かるということで、どういうレシピ、どのような食文化であったのか、学校という中でどういう食文化が営まれていたのかも非常に興味深いことですので、楽しみにしております。

委員の皆様からはいかがでしょうか。何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

では、もしご意見、ご質問なければ次に進めていきたいと思ひます。

続きまして、市民協働課の内容についてお願いいたします。

○社会教育課長

社会教育課でございます。市民協働課が所用により本日の会議に出席できませんでしたので、社会教育課よりご説明いたします。資料は88ページから93ページです。

前回の第1回社会教育委員会議で意見聴取させていただいた令和6年度市民公益活動公募型支援事業補助金についての追加資料が提示されています。88ページには前回の意見を受けた市民協働課からの報告事項を記載しており、89ページ以降に決算報告、実施結果報告書等の写しが添付されています。今後は意見聴取時に事業や団体の内容が分かるような資料の提出に努めますとのことでございました。

以上でございます。

○草野委員長

では、ただいまの報告も含めまして、(1)から(6)まで各課から報告がございました。ほかに追加で連絡報告事項はございますでしょうか。

次に、次第の４番、その他というところですが、委員の皆様から、ほかに何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

特にご意見はないということで、それでは事務局から最後に何かございますでしょうか。

○事務局

事務局からはございません。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、全ての予定していた次第が終了しましたので、これで令和６年度第２回社会教育委員会議を終了いたします。

次回ですけれども、第３回社会教育委員会議は、８月２７日（火曜日）午後３時から、市役所６階６０２会議室にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、本日の議事録の署名委員は、名簿の順番ですと高橋委員と磯野委員ですけれども、よろしいでしょうか。

（両委員 了承）

○草野委員長

よろしくお願いいたします。

どうも本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

午後４時５５分閉会